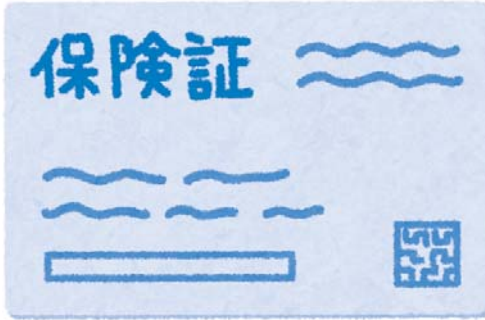


役場住民課からの大切なお知らせ

変わります!

国民健康保険の保険証をお持ちの方へ



要確認 保険証の有効期限が変わりました!

これまで保険証の有効期限を4月1日から翌年3月31日まで(4月切替)としてきましたが、令和3年度より、8月1日から翌年7月31日まで(8月切替)に変更されています。

現在お持ちの保険証については、令和3年7月31日までの有効期限となっておりますので、今一度、有効期限のご確認をお願いいたします。(それに伴い毎年3月に行っていた保険証の一齐送付はございません)

新体制 3月から保険証の代わりにマイナンバーカードが利用できます!

■ 「オンライン資格確認」の運用が開始されます

令和3年3月から、医療機関・薬局などでマイナンバーカードの保険証利用が順次可能となります。

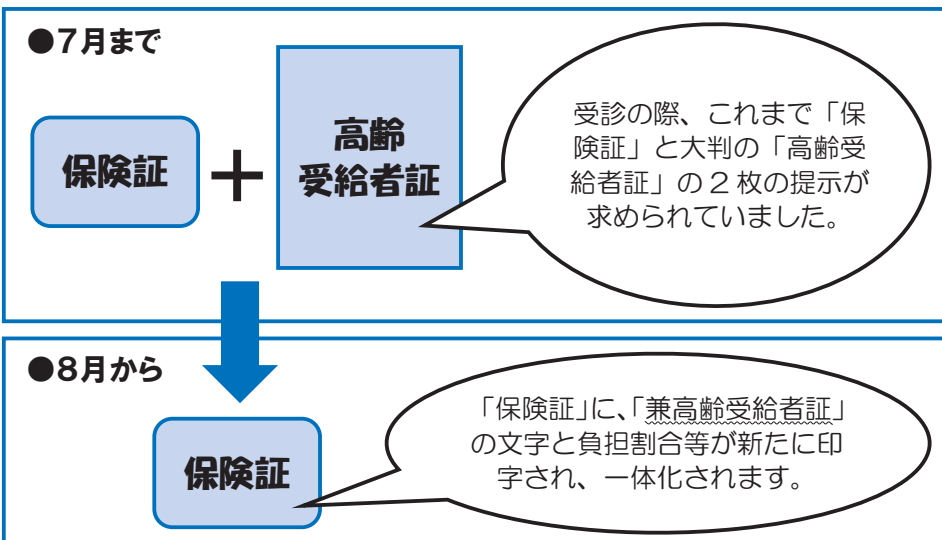
利用には事前にマイナンバーカードの発行手続きと併せ、利用の申込が必要となります。パソコンやスマホを使って「マイナポータル」から申込手続きを行ってください。

※ 利用できる医療機関・薬局など、その他詳細については、厚生労働省(社保の場合は社会保険診療報酬支払基金)のホームページにて確認できます。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

一本化 8月から「高齢受給者証」が保険証と一体化されます!

■ 医療機関受診の際、保険証1枚の提示で済むようになります

山梨県の市町村国保において70歳以上74歳以下の方に発行されている「高齢受給者証」は、令和3年8月から保険証に一体化されます。(「高齢受給者証」単体での発行が廃止となります)



その他

8月の更新にて

- これまでシールで貼っていた「ジェネリック医薬品希望」の文字が証に印刷されます。
- 「被保険者番号」に追加で「枝番」が記載されます。(運用上の管理番号です。特に被保険者様に影響はありません) 等

その他、国民健康保険についてご不明な点がございましたら、住民課☎66-3405(直通)までお気軽にお問合せください。